

【新旧対比表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所は以下のとおりです。

現行	改定後
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。	
第1条 法人会員とカード使用者	第1条 法人会員とカード使用者
1.カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCB クレジットカード取引システム」という。）に当社および JCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といたします。	1.カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営する クレジットカード 取引システム（以下「JCB クレジットカード 取引システム」という。）に当社および JCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といたします。
第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託	第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託
1.会員等は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	1.会員等は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
(1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を収集、利用すること。	(1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を収集、利用すること。
②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第 10 条等に基づき入会後に届け出た事項。	②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 <u>（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）</u> 等、カード使用者等が入会申込時および第 10 条等に基づき入会後に届け出た事項。
	<u>⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。</u>
	<u>⑩インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。</u>
(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。	(2)以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社または JCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
④両社事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	④両社事業における宣伝物の送付 <u>または電話・E メールその他の通信手段等の方法による</u> 、当社、JCB または加盟店 <u>その他</u> の営業案内、 <u>および</u> 貸付の契約に関する勧誘。
	<u>⑤刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。</u>
(3)本契約に基づく当社または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を当該業務委託先に預託すること。	(3)本契約に基づく当社または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
	<u>(4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑨⑩の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑨⑩の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。</u>

【新旧対比表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所は以下のとおりです。

現行	改定後
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
<p>1.会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の国内および国外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>	<p>1.会員は、JCB、JCB の提携会社および JCB の関係会社の<u>認める</u>国内および国外の <u>JCB</u> カードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</p>
<p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、<u>JCB 所定の方法により</u>、カードを提示し、<u>または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし</u>、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、<u>または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して</u>、ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p>	<p>7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p>
<p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、カード使用者によるカードの利用を一定期間制限することができます。</p>	<p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコード <u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>の入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコード <u>または J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワード</u>を誤って入力した場合、カード使用者によるカードの利用を一定期間制限することができます。</p>
<p>10.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠（第19条第3項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>	<p>10.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠（第19条第3項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p>
	<p><u>(3)現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u></p>
第28条 明細	第28条 明細
<p>1.当社は、カード使用者の約定支払額等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、カード使用者にご利用代金明細書として、カード使用者の届け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。カード使用者は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。</p>	<p>1.当社は、カード使用者の約定支払額等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、<u>当社所定の方法により</u>、カード使用者に通知します。</p>
第33条 退会および会員資格の喪失等	第33条 退会および会員資格の喪失等
<p>3.会員（(5)または(8)のときは、それに該当するカード使用者をいい、カード使用者が(1)、(2)、(4)、(6)または(7)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後（次項の場合を含む。）にカード使用者がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>3.会員（(5)または(8)のときは、それに該当するカード使用者をいい、カード使用者が(1)、(2)、(4)、(6)または(7)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後（次項の場合を含む。）にカード使用者がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
(7)会員および会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもし	(7)会員および会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもし

【新旧対比表】JCB 会員規約（法人債務・カード使用者立替用）の主な改定箇所は以下のとおりです。

現行	改定後
<p>くは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。</p>	<p>くは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して、<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い</u> <u>または威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行</u> <u>為、その他これらに準ずる行為</u>を行ったとき。</p>
<p>第40条 会員規約およびその改定</p>	<p>第40条 会員規約およびその改定</p>
<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカードを利用した場合、すべての会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。<u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め</u><u>たうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知</u><u>します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u>なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
<p>2017年03月31日現在</p>	<p>20<u>20</u>年03月31日現在</p>